お知らせ

狂犬病予防注射を実施します

狂犬病予防法により、飼い犬への年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

市は、岩手県獣医師会遠野支会と協力して、春季狂犬病予防集合注射を実施しますので、この機会に予防注射を受けてください。

▽**対象**＝生後91日以上の飼い犬で令和4年3月2日以降に狂犬病予防注射を受けていない犬（**対象となる犬の飼い主には、案内はがきを送付します**）

▽**日程**＝4月18日(月)～22日(金)

▽**持ち物**＝送付された案内はがきおよび下表の注射料金

■**注意事項**

・会場および時間、注意事項などは、はがきを確認ください。

・集合注射の案内はがきが届いた場合でも、対象となる飼い犬が、1カ月以内に予防注射を受けている場合は、今回は受けられません。

・期間中に予防注射を受けられなかった場合は、動物病院などで必ず注射を受け、市役所本庁、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所のいずれかで、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

▽**その他**＝新たに犬を飼い始めた場合は、市への届け出が必要です。また、飼い主の変更、犬の所在地の変更や死亡に関しても届け出が必要です。詳しくは、問い合わせください。

▽**問い合わせ先**

市民環境課環境衛生係（☎内線125）

狂犬病予防注射料金表

	初めて登録する犬	登録済みの犬
新規登録手数料	3,000円	―
注射料	2,550円	2,550円
注射済票交付手数料	550円	550円
合計	6,100円	3,100円

市民文化会館運営審議会委員を募集します

市は、市民文化会館（リアスホール）で行われる事業の運営や管理のあり方などを審議する委員を募集します。

▽**応募資格**＝以下をどちらも満たす人

①市内に在住、通勤または通学している18歳以上の人

②国・地方公共団体の議員、常勤の公務員でないこと

▽**募集人員**＝2人以内

▽**任期**＝委嘱の日から令和6年3月31日まで

▽**応募方法**＝任意の様式に、①住所②氏名③生年月日④職業（勤務先または通学先）⑤電話番号⑥応募動機を記載の上、⑦「市民文化会館に期待すること」を800字以内にまとめ、郵送、Eメール、ファクスのいずれかで応募するか、市民文化会館へ直接持参ください。

▽**選考方法**＝書類審査の上、決定し通知します。

▽**応募締切日**＝4月28日(木)必着

▽**応募先・問い合わせ先**

市民文化会館（☎㉖4447 FAX㉖5902）

【郵送の場合】〒022-0003大船渡市盛町字下舘下18-1　市民文化会館　宛て　【Eメール】rias-hall@city.ofunato.iwate.jp

市民活動支援事業補助金の申請を受け付けます

市は、各種団体が自主的に取り組むまちづくり活動に対し、補助金を交付します。なお、令和4年度は、次の活動に対して重点的に支援します。

①申請者以外の団体・企業・市民・行政など多様な主体と協働して取り組むもの

②少子化対策・子育て支援をテーマとするもの

③SDGsの実現、中でも、ジェンダー平等を目指して取り組むもの

▽**補助対象者**＝市内でまちづくり活動を行い、次の要件を満たす団体

・構成員はおおむね5人以上で、その2分の1以上が大船渡市民であること

・市内に事務局があること

※市が構成員や事務局などを担っている団体は除く

▽**補助金額**＝上限50万円（対象経費の4分の3以内）

▽**対象となる活動**＝令和4年度中に完了し、国や県の補助制度、大船渡市中小企業振興事業補助金など、本市の他の補助制度の対象とならないもののうち、次に示すもの

▽**活動の例**＝市民の利益に広く寄与するもの、独自の発想や新たな視点によるもの、波及効果や新たな展開が期待できるもの、地域の特性や資源を生かしたもの、地域課題の解決や地域の活性化に資するもの

※政治、宗教および営利が目的の活動は除く

▽**応募締切日**＝5月6日(金)

▽**その他**

・交付が決定した団体は、令和5年2月開催予定の市民活動まつりにおいて、活動成果の報告が必要です。

・申請書の書き方などについては、大船渡市市民活動支援センター（☎㊼5702）で相談を受け付けます。

・申請書類や対象外経費など、募集の詳細については、市ホームページを確認ください。

▽**申請・問い合わせ先**

市民協働課（☎内線278）

市ホームページ

大船渡市産学官連携研究開発事業費補助金の申請を受け付けます

市内事業者が、大学などと共同で実施する研究開発事業に対して、経費の一部を助成します。

なお、今年度から、より活用しやすい制度とするため、北里大学や岩手大学に加えて、当該大学以外の研究機関にも要件を拡充しています。

▽**対象**＝市内に事業所を有する個人・法人など

▽**補助要件**＝大学、短期大学、高等専門学校、国公立試験研究機関および独立行政法人の試験研究機関などとの研究開発であること

▽**研究期間**＝1年以内（令和5年3月31日まで）

▽**補助金額**＝補助対象経費の4分の3以内で、限度額は120万円

▽**申請方法**＝市ホームページから様式をダウンロードし、申請ください。

▽**申込締切日**＝4月28日(木)

▽**その他**＝市で内容を審査の上、交付決定します。

▽**問い合わせ先**＝商工課商工係（☎内線109）

大船渡市中小企業資金融資について

中小企業者を対象に融資制度を設けています。

▽**融資の種類・限度額**

①運転資金＝3,750万円

②設備資金＝3,750万円

③開業資金＝1,250万円

▽**貸付期間**＝運転資金7年以内、設備資金10年以内

▽**貸付利率**

・3年以内＝年2・7％

・3年超＝年2・9％

※このうち、市が1・5％を補助します。

▽**資金使途**

・運転資金（商品仕入、材料仕入、支払手形決済、買掛金決裁など）

・設備資金（機械器具や車輌、土地・建物の購入、店舗や工場の新築・改築など）

▽**対象**＝岩手県信用保証協会の保証対象業種で、納期の到来した市税を完納している市内中小企業者

▽**保証料**＝市が全額補助

▽**その他**＝詳細は市内各金融機関に問い合わせください。

▽**問い合わせ先**

商工課商工係（☎内線111）

ぴったりサービスで利用できる手続きを拡充しました

市役所などへのオンライン申請は、パソコンやスマートフォンから申請する国の「ぴったりサービス」を利用することにより、窓口に出向く必要がなく、好きなタイミングで好きな場所から行えます。利用できる手続きは、下表のとおりです。

手続きにはマイナンバーカードが必要です。対応するスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするか、パソコンの場合は、ICカードリーダライターを準備の上、利用ください。

▷**問い合わせ先**＝ICT推進室（☎内線136、137）

■ぴったりサービスで利用できる手続き■

介護保険 ※令和4年度から	○要介護・要支援認定の申請 ○要介護・要支援更新認定の申請 ○要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ○高額介護（予防）サービス費の支給申請 ○居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修前） ○居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修後） ○住所移転後の要介護・要支援認定申請 ○居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 ○介護保険負担割合証の再交付申請 ○被保険者証の再交付申請 ○介護保険負担限度額認定申請 ○居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
保育	○支給認定の申請 ○保育施設等の利用申込 ○保育施設等の現況届
児童手当	○児童手当等の受給資格および児童手当の額についての認定請求 ○児童手当等の額の改定の請求および届出 ○児童手当等の現況届 ○氏名変更／住所変更等の届出 ○受給事由消滅の届出 ○未支払の児童手当等の請求 ○児童手当等に係る寄附の申出 ○受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ○児童扶養手当等の現況届 ○児童手当等に係る寄附変更等の申出 ○受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
母子保健	○妊娠の届出
被災者支援 ※令和4年度から	○【災害】罹災証明書の発行申請

▷問い合わせ＝市役所☎0192㉗3111